

主眼事項及び着眼点（指定特定施設入居者生活介護事業）

主眼事項	着眼点	自己評価
第1 基本方針	(1) 指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、利用者が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。	適 ・ 否
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。	適 ・ 否
第2 人員に関する基準		
1 従業者の員数	指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき特定施設従業者の員数は、次のとおりとなっているか。	適 ・ 否
(1) 生活相談員	(1) 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。	適 ・ 否
	(2) 生活相談員のうち1人以上は、常勤であるか。	適 ・ 否
(2) 看護職員又は介護職員	(1) 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であるか。	適 ・ 否
	(2) 看護職員の数、利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上となっているか。 また、利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上となっているか。	適 ・ 否
	(3) 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 特定施設サービス計画に位置付けられた目標や課題に沿ったサービスとなっているか。 利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成し、適切に行っているか。 (参考：第4運営基準10) 	<ul style="list-style-type: none"> 指定申請書(控) 特定施設サービス計画 提供した個々の指定特定施設入居者生活介護に係る記録等の文書(以下「実績記録」) など 	<p>法第73条第1項 平11厚令第37号 (以下「基準」) 第174条第1項</p> <p>基準 第174条第2項</p> <p>法第74条第1項 基準 第175条第1項</p>	<p>法：介護保険法</p> <p>基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生省令第37号)</p> <p>解釈：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平11老企第25号)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 常勤 当該事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間)に達していることをいう。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務表 出勤簿 資格証 など 		
<ul style="list-style-type: none"> 生活相談員は、社会福祉主事又はこれと同等以上の能力を有する者であるか。 同等以上とは、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格を有することが望ましい。 		<p>基準 第175条第1項 第一号</p> <p>基準 第175条第4項</p>	
<p>[看護職員及び介護職員の合計]</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であるか。 (要介護者である利用者数(A) (A)÷3=配置人員(端数を切り上げ)) 看護職員とは、看護師又は准看護師である。 (利用者数-30)÷50+1=配置人員(端数を切り上げ) 		<p>基準 第175条第1項 第二号イ</p> <p>基準 第175条第1項 第二号ロ</p> <p>基準 第175条第1項 第二号ハ</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 事業所ごとに利用者の状況等に応じて設定された宿直時間帯を含めて、確保されているか。 			

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(3) 機能訓練指導員	(4) 看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者となっているか。	適 ・ 否
	(1) 1以上となっているか。	適 ・ 否
(4) 計画作成担当者	(2) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であるか。 ただし、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。 この「訓練を行う能力を有する者」は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者であるか。	適 ・ 否 資格名
	(1) 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）となっているか。	適 ・ 否
2 指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設で一体的に運営されている場合の特定施設従業者の員数	(2) 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとなっているか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。	適 ・ 否
	指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合は、それぞれ次のとおりとなっているか。	適 ・ 否
(1) 生活相談員	(1) 常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者の合計数（総利用者数という。）が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。	適 ・ 否
	(2) 生活相談員のうち1人以上は、常勤であるか。	適 ・ 否
(2) 看護職員又は介護職員	(1) 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であるか。	適 ・ 否
	(2) 看護職員は、総利用者数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上となっているか。 また、総利用者数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上となっているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 要介護者のサービス提供に従事する者と、他の従業者と明確に区分するための措置及び趣旨が運営規程において明示されているか。 はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。 	○ 運営規程	<p>基準 第175条第5項</p> <p>基準 第175条第1項 第三号</p> <p>基準 第175条第6項</p> <p>平11老企第25号 (以下「解釈」) 第3の十の1(3)</p>	
	○ 資格証 など	<p>基準 第175条第1項 第四号</p> <p>基準 第175条第7項</p>	
	○ 勤務表	基準第175条	
<p>[看護職員及び介護職員の合計]</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であるか。 $\left(\begin{array}{l} \text{要介護者である利用者数(A)} \\ (A) \div 3 = \text{配置人員(端数を切り上げ)} \\ \text{要支援者である利用者数(B)} \\ (B) \div 10 = \text{配置人員(端数を切り上げ)} \end{array} \right)$ 看護職員とは、看護師又は准看護師である。 $\left(\begin{array}{l} (\text{利用者数} - 30) \div 50 + 1 = \text{配置人員(端数を切り上げ)} \end{array} \right)$ 		<p>基準 第175条第2項 第一号</p> <p>基準 第175条第4項</p> <p>基準 第175条第2項 第二号イ</p> <p>基準 第175条第2項 第二号ロ</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	(3) 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されているか。 ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りではない。	適 ・ 否
	(4) 看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者となっているか。 ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、看護職員及び介護職員のうちいずれか1人が常勤であればよい。	適 ・ 否
(3) 機能訓練指導員	(1) 1以上となっているか。	適 ・ 否
	(2) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であるか。 ただし、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。 この「訓練を行う能力を有する者」は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者であるか。	適 ・ 否 資格名 〔 〕
(4) 計画作成担当者	(1) 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）となっているか。	適 ・ 否
	(2) 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとなっているか。 ただし、利用者及び介護予防サービスの利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。	適 ・ 否
(経過措置)	上記の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定特定入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。 	○ 資格証 など	基準 第175条第2項 第二号ハ	
		基準 第175条第8項	
		基準第175条 第2項第三号 基準 第175条第6項	
		基準 第175条第2項 第四号 基準 第175条第7項	
		附則第14条	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
3 利用者の数	1 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。	適 ・ 否
	2 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数	適 ・ 否
	1及び2の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値となっているか。 ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数により算定しているか。	適 ・ 否
	4 管理者 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。	適 ・ 否 兼務の状況 有 ・ 無
第3 設備に関する基準 1 設備	(1) 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。 (2) (1)の規定にかかわらず、県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物としているか。 ① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 (3) 指定特定施設は、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しているか。 ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことは差し支えない。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 他の事業所、施設等の職務に従事するとは、事業の内容は問わないが、例えば併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられる。 「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認めるときの判断基準 <ol style="list-style-type: none"> 左記①～③の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。 管理者及び防火管理者は、当該指定特定施設の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該指定特定施設の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。 同一敷地内にある若しくは道路を隔てて隣接する又は当該特定施設入居者生活介護事業所の付近にある等機能訓練の実施に支障のない範囲内にある施設の設備を利用する場合も含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務表 など ○ 平面図(求積図) 	<p>基準 第175条第3項</p> <p>基準第176条</p> <p>法第74条第2項 基準 第177条第1項</p> <p>基準 第177条第2項 解釈準用 第3の八の2(3)</p> <p>基準 第177条第3項 解釈 第3の十の2(3)</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(1) 介護居室	介護居室は、次の基準を満たしているか。 (1) 1の居室の定員は、1人となっているか。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 (2) プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであるか。 (3) 地階に設けていないか。 (4) 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否
(2) 一時介護室	介護を行うために適当な広さを有しているか。	適 ・ 否
(3) 浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したものか。	適 ・ 否
(4) 便 所	居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。	適 ・ 否
(5) 食 堂	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。	適 ・ 否
(6) 機能訓練室	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。	適 ・ 否
	上記(1)、(2)、(5)及び(6)でいう「適当な広さ」の具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示がされているか。	適 ・ 否 説明文書及び 掲 示 有 ・ 無
2 構 造	(1) 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有しているか。 (2) 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。 (3) 上記(1)及び(2)に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによっているか。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否
(経過措置)	平成11年3月31日に現に存する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものとして平成12年厚生省告示第48号（厚生大臣が定める有料老人ホーム）に該当する場合は、浴室及び食堂を設けないことができる。 ① 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）（以下この号において「養護老人ホーム等」という。）を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。 ② 入所定員が50人未満であること。 ③ 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営費の合計額（以下「家賃等」という。）が比較的低廉であること。	経過措置適用 有 ・ 無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 「利用者の処遇上必要と認められる場合」とは、例えば、夫婦で居室を利用する場合等であって、事業者の都合により一方的に2人部屋とすることはできない。 なお、平成18年4月1日に既存の指定特定施設における定員4人以下の介護居室については、個室としなくてもよい。 浴室や脱衣場の転倒防止の配慮、手すりの設置等 段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮がなされているか。 利用者が当該有料老人ホームに併設する養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができること等が要件であること。 	○ 当該説明文書等	<p>基準 第177条第4項 第一号 解釈 第3の十の2(2) H18省令第33号 附則第2条</p> <p>基準第177条第4 項第二号 基準第177条第4 項第三号 基準第177条第4 項第四号 基準第177条第4 項第五号 基準第177条第4 項第六号 解釈 第3の十の2(3)</p> <p>基準 第177条第5項</p> <p>基準 第177条第6項</p> <p>基準 第177条第7項</p> <p>平11厚令第37号 附則第13条</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
3 みなし規定	④ 入所者からの利用料，平成11年3月31日厚生省令第37号の第182条第3項各号に掲げる費用及び家賃等以外の金品（一定期間経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。）の支払を受けないこと。 上記の規定にかかわらず，療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては，併設される介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより，当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，当該医療機関併設型指定特定施設に浴室，便所及び食堂を置かないことができる。	経過措置適用 有・無
	指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては，指定介護予防サービス等基準第233条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなしているか。	適・否
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び契約の締結等	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は，あらかじめ，入居申込者又はその家族に対し，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しているか。 (2) 重要事項を記した文書は，わかりやすいものとなっているか。 また，契約書においては，少なくとも，介護サービスの内容及び利用料その他費用の額，契約解除の条件を記載しているか。 (3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は，(1)の契約において，入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていないか。 (4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は，より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては，利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約に係る文書に明記しているか。	適・否 説明書等有・無 同意の確認 有・無 適・否 適・否 適・否 説明文書有・無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 重要事項を記した文書を交付して説明を行っているか。 重要事項を記した文書に不適切な事項はないか。 利用者の同意は，どのように得ているか。 当該同意については，書面によって確認することが望ましい。 <p>(重要事項の主な項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務の体制 ③ その他 <ul style="list-style-type: none"> 介護居室，一時介護室，浴室，食堂及び機能訓練室の概要 標準的な介護サービスの概要 利用料（その改定の方法を含む。） 事故発生時の対応 苦情処理の体制 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営規程 ○ 利用料金等の説明文書，パンフレットなど ○ 同意に関する記録 	<p>附則第16条</p> <p>基準 第177条第8項</p> <p>法第74条第2項 基準 第178条第1項</p> <p>解釈 第3の十の3(1)</p> <p>基準 第178条第2項</p> <p>基準 第178条第3項</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
2 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んでいないか。	適 ・ 否 提供拒否の有 ・ 無 拒否の理由 ()
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていないか。	適 ・ 否
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者等が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やか講じているか。	適 ・ 否 事例の有無 有 ・ 無
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めているか。	適 ・ 否
3 受給資格等の確認	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適 ・ 否
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定特定施設入居者生活介護を提供するように努めているか。	適 ・ 否
4 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	事例の有無 有 ・ 無
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	事例の有無 有 ・ 無
5 サービスの提供の記録	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 (正当な理由の例) ①入居申込者が入院治療を要する場合 ②入居者が定員に達している場合 ・ 入居者が当該指定特定施設入居者生活介護事業者から、指定特定施設入居者生活介護を受けることに同意できない場合もあること等から設けたものである。 ・ 主治の医師等から必要な情報を得る必要がある。 ・ 特定施設サービス計画書等に被保険者番号、要介護状態区分、有効期間等を記載していることが望ましい。 ・ 認定審査会意見とは、サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項である。 ・ 要介護認定の申請日は、市町村等が申請書を受理した日とされており、緊急のサービス提供の場合等は、十分に当該市町村等と連携をとること。 ・ 通常更新申請については、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるように、必要に応じて援助を行わなければならない。 ・ 入居中は、居宅療養管理指導以外の居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスについて保険給付を受けられないので、他の居宅サービス事業者等において当該利用者が指定特定施設入居者生活介護の提供を受けていることを確認できるよう、必要事項を記入しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紹介の記録 ○ 特定施設サービス計画など ○ 被保険者証（(三)の介護保険施設等の欄） 	<ul style="list-style-type: none"> 基準第179条第1項 基準第179条第2項 解釈第3の十の3(2) 基準第179条第3項 基準第179条第4項 基準第192条 準用（第11条第1項） 基準第192条 準用（第11条第2項） （法73条2項） 基準第192条 準用（第12条第1項） 基準第192条 準用（第12条第2項） 基準第181条第1項 解釈第3の十の3(3) 	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
6 利用料等の受領	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	適 ・ 否
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	適 ・ 否
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	適 ・ 否
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ① 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ② おむつ代 ③ ①から②に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。 なお、③の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱われているか。	適 ・ 否
	① 費用の徴収有 ・ 無	① 費用の徴収有 ・ 無
	② 費用の徴収有 ・ 無 ③ 費用の徴収有 ・ 無	② 費用の徴収有 ・ 無 ③ 費用の徴収有 ・ 無
(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	適 ・ 否 書面等の有無 有 ・ 無	
(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。	適 ・ 否 領収書の交付 有 ・ 無	
(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定特定施設入居者生活介護について利用者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に	適 ・ 否	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 「提供した具体的なサービスの内容等の記録」は、鹿児島県条例により、5年間保存すること。 定められた利用者負担額（1割～3割相当額）の支払いを受けているか。 費用の全額（10割）の支払いを受けているか。 保険給付の対象外の便宜に係る費用は、その実費相当額を利用者から徴収できるが、あいまいな名目による費用の徴収を認めないことから運営規程等に明示されることが必要である。 なお、嗜好品の購入等サービスの提供とは関係のない便宜の供与に関する費用徴収とは区分される。 運営規程等説明を行う書面は、利用者にわかりやすく、内容が適当か。 また、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けているか。 利用者負担の徴収は、サービス提供の都度でも、月末締めの一括の形でよいが、領収証は負担金の受領の都度に交付しているか。 領収証には次に掲げる費用区分を明確にしているか。 ① 介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ② その他の費用の額（それぞれ個別の費用ごとに区分） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金銭台帳の類 ○ 請求書及び領収証(控) ○ 介護給付費請求明細書 ○ 運営規程 ○ 利用料金等の説明文書 	<p>基準 第181条第2項 鹿児島県条例</p> <p>基準 第182条第1項</p> <p>基準 第182条第2項</p> <p>基準 第182条第3項</p> <p>解釈 第3の十の3(4) ② 平12老企52号 平12老企54号</p> <p>基準 第182条第4項</p> <p>法第41条第8項</p> <p>施行規則第65条</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主眼事項	着眼点	自己評価
7 保険給付の請求のための証明書の交付	指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適 ・ 否 償還払い 有 ・ 無 証明書の交付 有 ・ 無
8 指定特定施設入居者生活介護の提供の取扱方針	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。 (2) 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。 (3) 指定特定施設の特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 (4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。 (身体拘束禁止の対象となる具体的行為) ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 事例の有無 有 ・ 無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 明細の項目等が利用者にわかりやすいものとなっているか。 償還払いとなる場合、市町村への保険給付の請求を容易に行えるようサービス提供証明書を交付しているか。様式は基本的には介護給付費明細書と同じで記載不要の欄は網掛け等の処理が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供証明書(控) 特定施設サービス計画など 実績記録 要介護度の分布がわかる資料 重要事項説明書 特定施設サービス利用契約書など 	<p>基準第192条 準用(第21条)</p> <p>基準 第183条第1項</p> <p>基準 第183条第2項</p> <p>基準 第183条第3項</p> <p>基準 第183条第4項</p> <p>平13老155号 (身体拘束ゼロへの手引き)</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主眼事項	着眼点	自己評価
	<p>⑦ 立ち上がり能力のある人の立ち上がりを防げるようないすを使用する。</p> <p>⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。</p> <p>⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。</p> <p>(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、①切迫性②非代替性③一時性の3つの要件を満たしているかどうか「身体拘束廃止委員会」等で検討がなされているか。 また、身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録しているか。 なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。</p> <p>(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束廃止委員会等）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>(委員会検討事項例)</p> <p>① 事業所内の推進体制 ② 介護の提供体制の見直し ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き ④ 事業所の設備等の改善 ⑤ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み ⑥ 利用者の家族への十分な説明 ⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>記録の管理 有 ・ 無</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>① 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>② 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。)とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておく必要がある。 なお、身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。 指定特定施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 具体的には、次のようなことを想定している。 イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ロ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</p>	<p>○ 身体拘束に関する記録</p>	<p>平13老155号の2,3</p> <p>基準 第183条第5項</p> <p>平13老155号の6</p> <p>基準 第183条第6項 解釈 第3の十の3(5) ②</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	②身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。	適 ・ 否
	③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行っているか。	適 ・ 否
	(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>ハ 身体的拘束適正化検討委員会において、口により報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</p> <p>ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</p> <p>③ 指定特定施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <p>イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方</p> <p>ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項</p> <p>ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</p> <p>ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</p> <p>ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>ヘ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>④ 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定特定施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定特定施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内の研修で差し支えない。</p>		<p>解釈 第3の十の3(5) ③</p> <p>解釈 第3の十の3(5) ④</p> <p>基準 第183条第7項</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
9 特定施設サービス計画の作成	(1) 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	適 ・ 否
	(2) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	適 ・ 否
	(3) 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しているか。	適 ・ 否
	(4) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	適 ・ 否
	(5) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しているか。	適 ・ 否
	(6) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っているか。	適 ・ 否
	(7) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の変更を行う際も上記(2)から(5)に準じて取り扱っているか。	適 ・ 否
10 介 護	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。 なお、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格を十分に配慮して実施しているか。	適 ・ 否
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを実施しているか。	適 ・ 否
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	適 ・ 否
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(1)から(3)のほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 当該計画は、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項を含めたものとなっているか。 当該計画の作成及び実施に当たっては、利用者の希望を十分勘案するものとなっているか。 事業所において短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合で、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から特定施設サービス計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定施設サービス計画 ○ 課題分析票 ○ 実績記録 	<p>基準 第184条第1項</p> <p>基準 第184条第2項</p> <p>解釈 第3の十の3(6)</p> <p>基準 第184条第3項</p> <p>基準 第184条第4項</p> <p>基準 第184条第5項</p> <p>基準 第184条第6項</p> <p>基準 第184条第7項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 特定施設サービス計画に基づき適正に行われているか。 自ら入浴が困難な利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施しているか。 なお、健康上の理由等で入浴の困難な利用者については、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めているか。 トイレ誘導や排せつ介助等については、適切な方法で行われているか。 入居者の心身の状況や要望に応じて、一日の生活の流れに沿って適切に行われているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定施設サービス計画など 	<p>基準 第185条第1項</p> <p>解釈 第3の十の3(7) ①</p> <p>基準 第185条第2項</p> <p>解釈 第3の十の3(7)②</p> <p>基準 第185条第3項</p> <p>基準 第185条第4項</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
11 機能訓練	指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。	適 ・ 否
12 健康管理	指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	適 ・ 否
13 相談及び援助	指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っているか。	適 ・ 否
14 利用者の家族との連携等	指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	適 ・ 否
15 利用者に関する市町村への通知	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	適 ・ 否
	① 正当な理由なしに指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。	事例の有無 有 ・ 無
	② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	事例の有無 有 ・ 無
16 緊急時等の対応	(1) 特定施設従業者は、現に指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適 ・ 否 事例の有無 有 ・ 無
	(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	適 ・ 否
17 管理者の責務	(1) 指定特定施設の管理者は、特定施設の従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適 ・ 否
	(2) 指定特定施設の管理者は、当該指定特定施設の従業者に、平成11年3月31日厚生省令第37号の「第12章第4節運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供し、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとなっているか。	○ 特定施設サービス計画 ○ リハビリテーション計画	基準第192条 準用(第132条) 解釈準用 (第3の九の3の(8))	
・ 利用者の健康状況のチェックを記録しているものがあれば確認する。	○ サービス提供記録など	基準第186条	
・ 社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談である。	○ 相談記録など	基準第187条 解釈 第3の十の3(8)	
・ 利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等常に利用者と家族の連携を図り、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めているか。	○ 行事計画など	基準第188条 解釈 第3の十の3(9)	
・ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者に関し、保険給付適正化の観点から市町村に通知しなければならない。		基準第192条 準用(第26条) 解釈準用 (第3の一の3の(14))	
・ 緊急時において円滑な協力を得るため、事前に利用者の主治医から必要な情報を得ていることが必要になる。	○ 運営規程 ○ 緊急時の連絡体制に関する書類	基準第192条 準用(第51条)	
・ 協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう、事業所から近距離にあることが望ましい。		解釈準用 (第3の二の3の(3)②)	
・ 管理者が従業者及び業務の管理を、一元的に行える状況にあるか。 例えば、他の事業所、施設の管理者又は他の業務を兼務している場合、管理すべき事業所数が過剰であると判断されるなど当該指定特定施設入居者生活介護事業所の管理業務に支障がないといえるか。	○ 他の業務等と兼務している場合それぞれの勤務表 ○ 出勤簿 ○ 組織図等	基準第192条 準用 (第52条第1項) 基準第192条 準用 (第52条第2項)	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
18 運営規程	<p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 入居定員及び居室数 ④ 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 ⑥ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 非常災害対策 ⑨ その他運営に関する重要事項</p> <p>なお、⑨の「その他運営に関する重要事項」として利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。</p>	適 ・ 否
19 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しているか。</p> <p>ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。</p> <p>なお、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者(受託者)に行わせる場合は、委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。</p> <p>この場合において、委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させていないか。</p> <p>なお、給食、警備等の特定施設入居者生活介護に含まれない業務については、この限りでない。</p> <p>① 当該委託の範囲 ② 当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ③ 受託者の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨 ④ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨 ⑤ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう上記④の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 指定申請の際に作成された内容に変更はないか。 変更があった場合、変更届が適正になされているか。 「指定特定施設入居者生活介護の内容」については、入浴の介護の1週間における回数等のサービスの内容を指すものである。 	○ 運営規程	<p>基準第189条</p> <p>解釈 第3の十の3の(10)①</p> <p>解釈 第3の十の3の(10)②</p>	
	○ 勤務計画(予定)表など	基準第190条第1項	
<ul style="list-style-type: none"> 勤務表により確認する。 	○ 勤務表	解釈第3の十の3の(11)①	
	○ 辞令又は雇用契約書	<p>基準第190条第2項</p> <p>解釈 第3の十の3の(11)②</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	<p>⑥ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>⑦ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p>	
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者が行う(3)の④の指示は、文書により行っているか。	適 ・ 否
	(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、基準第191条の3第2項の規定に基づき、(3)の③及び⑤の確認の結果の記録を作成し、2年間保存しているか。	適 ・ 否
	(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(3)のただし書きの規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	適 ・ 否
	(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適 ・ 否 実施時期 ()
20 協力医療機関等	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	医療機関名 ()
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	歯科医療機関名 ()
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	適 ・ 否
21 非常災害対策	<p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に特定施設従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。</p> <p>この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせているか。</p> <p>また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定特定施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>計画の有無 有 ・ 無 実施時期 ()</p> <p>防火管理者 有 ・ 無</p> <p>定期的な訓練 有 ・ 無</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程に特定施設従業者の質的向上を図るための研修等の機会を計画的に設ける旨を明示しているか。 ・ 内部の研修会や事業所外で実施される研修会に参加させているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営規程 ○ 職員の研修の記録など 	<p>解釈 第3の十の3の(11)③,④,⑤</p> <p>基準 第190条第3項</p> <p>基準 第190条第4項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 確約書等で確認する。 協力医療機関は、施設から近距離にあることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約書、確約書など 	<p>基準 第191条第1項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 確約書等で確認する。 協力歯科医療機関は、施設から近距離にあることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約書、確約書など 	<p>基準 第191条第2項</p> <p>解釈 第3の十の3の(12)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 ・ 鹿児島県条例により定められているもの <ul style="list-style-type: none"> ① 非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他想定される非常災害に関するものであること。 ② 当該具体的計画の概要を、利用者及び従業員に見やすいように掲示すること。 ③ 地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めること。 		<p>基準第192条 準用(第103条)</p> <p>解釈準用 (第3の六の3の(6))</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主眼事項	着眼点	自己評価
22 衛生管理等	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	適 ・ 否
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 特に、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。 また、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	適 ・ 否
	(3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適 ・ 否
23 掲示	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設の見やすい場所に、運営規程の概要、特定施設従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適 ・ 否
24 秘密保持等	(1) 指定特定施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適 ・ 否
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適 ・ 否
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	適 ・ 否

・ レジオネラ属菌検査
直近の検査年月日
(年 月 日)

・ 検査結果(以下に○を付す)
不検出(10CFU/100ml未満)
検出(10CFU/100ml以上)

・ 検出された場合、その対応は適切か。
適 ・ 否

検査未実施の場合
検査予定月
(年 月頃)

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 入浴施設等のレジオネラ症防止対策等衛生管理は、適切に実施されているか。(H14.10.18高対第406号保健福祉部長通知) 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者保健福祉施設等における浴槽・浴槽水のチェック項目表 浴槽・浴槽水の衛生管理票 	<p>基準第192条 準用(第104条第1項)</p> <p>基準第192条 準用(第104条第2項)</p> <p>解釈準用 (第3の六の3の(7)①,②)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 掲示事項の内容が実際に行っているサービス内容と一致しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営規程 	<p>解釈準用 (第3の六の3の(7)③)</p> <p>基準第192条 準用(第32条)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 特定施設従業者等の質的向上を図るための研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。 具体的には、就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 秘密保持に関する就業時の取り決め 	<p>基準第192条 準用 (第33条第1項)</p> <p>基準第192条 準用 (第33条第2項)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 個人情報を用いる場合は、利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配布される範囲等)がされ、文書による同意を得ているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の同意に関する記録 	<p>基準第192条 準用 (第33条第3項)</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
25 広 告	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適 ・ 否 広告の有無 有 ・ 無
26 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適 ・ 否
27 苦情処理	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。	適 ・ 否
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適 ・ 否
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適 ・ 否
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に関し、法第23条（文書の提出等）の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市町村の調査 有 ・ 無 適 ・ 否
	(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	適 ・ 否
	(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条（連合会の業務）第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	国保連の調査 有 ・ 無 適 ・ 否
	(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 特に、利用料について保険給付の対象外の便宜に係る費用等その内容が適正か確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広告用パンフレットなど 	<p>基準第192条 準用(第34条)</p> <p>基準第192条 準用(第35条)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理の相談窓口があるか。 苦情処理体制、手続きが定められているか。 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス内容の説明文書 ○ 苦情処理に関する記録 	<p>基準第192条 準用 (第36条第1項)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3の(25)①)</p> <p>基準第192条 準用 (第36条第2項)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3の(25)②)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、サービスに関する苦情に対応する必要があることから、運営規程上に明確しておく必要がある。 		<p>基準第192条 準用 (第36条第3項)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 当該指定特定施設入居者生活介護事業者に対する利用者からの苦情に関する国民健康保険団体連合会からの調査が行われ、指導・助言を受けた場合は、その記録が整備されているか。 		<p>基準第192条 準用 (第36条第5項)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3の(25)③)</p> <p>基準第192条 準用 (第36条第6項)</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主眼事項	着眼点	自己評価
28 地域との連携等	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適・否 交流の有無 有・無
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力しているか。	適・否
29 事故発生時の対応	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	事故の発生 有・無
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	事例の有無 有・無 損害賠償保険 加入・未加入
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否
30 会計の区分	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適・否
	(2) 具体的な会計処理の方法等については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否
31 記録の整備	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適・否
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ① 特定施設サービス計画 ② 基準第181条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 基準第183条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 指定特定施設入居者生活介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設サービス計画 事業計画 消防計画など 	<p>基準 第191条の2第1項</p> <p>基準 第191条の2第2項 解釈 第3の十の3の(13)②</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 事故に関する記録 緊急時の連絡体制に関する書類 	<p>基準第192条 準用 (第37条第1項)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 損害賠償保険証書 	<p>基準第192条 準用 (第37条第2項)</p> <p>基準第192条 準用 (第37条第3項)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3の(27)③)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> (2)の①、②においては、鹿児島県条例により、保存期間を5年間とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設サービス計画書など 実績記録 	<p>基準 第191条の3第1項</p> <p>基準 第191条の3第2項</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主眼事項	着眼点	自己評価
第5 変更の届出等	④ 基準第190条第3項に規定する結果等の記録 ⑤ 基準第26条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ⑥ 基準第36条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑦ 基準第37条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第131条）で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定特定施設入居者生活介護事業を再開したときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、10日以内に、その旨を県知事に届け出ているか。	適 ・ 否
第6 介護給付費の算定及び取扱い	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県知事に届け出ているか。	適 ・ 否
	1 基本的事項	
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業所毎に指定単位数より低い単位数を設定する旨を、県に事前に届出を行った場合は、この限りではない。	適 ・ 否 割引設定有 ・ 無 (/100)
2 特定施設入居者生活介護	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	適 ・ 否
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	適 ・ 否
(1) 特定施設入居者生活介護費	特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。 ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるにより算定しているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関の場合も同様） ⑧ 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項 ⑨ 役員の氏名、生年月日及び住所 ⑩ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 変更届(届) ○ 変更届受理通知 <p>【H30.10.1改正】</p> <p>【H30.10.1改正】</p> <p>【H30.10.1改正】</p> <p>【H30.10.1改正】</p>	<p>法第75条第1項施行規則第131条第1項第十号</p> <p>法第75条第2項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 割引の設定については、介護サービスの種類毎に「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百分率（〇〇％）を設定する。 ・ 割引設定をしている場合、事前に県に届け出をしているか。 <p>・ 本県では、全てのサービスについて、1単位＝10円である。</p> <p>・ 本県では、1円未満の端数は生じない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付費請求書(控) ○ 介護給付費請求明細書(控) ○ 領収証(控) ○ サービス提供票 ○ 特定施設サービス計画など ○ 実績記録 	<p>法第41条第4項平12厚告第19号（以下「報酬告示」）の一平12老企39号</p> <p>報酬告示の二</p> <p>報酬告示の三</p>	<p>報酬告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平12厚生省告示第19号）報酬解釈：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平12老企第40号）</p>
<p>※厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第27号の五） 人員欠如に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数で算定する。</p>		<p>報酬告示別表の10の注1</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(2) 短期利用特定施設入居者生活介護費	別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚労省告示第96号の二十二）に適合するものとして県知事に届け出た指定特定施設において、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第27号の五）に該当する場合は、同告示により算定しているか。	適 ・ 否
(3) 身体拘束廃止未実施減算	<p>特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準 （平成27年厚生労働省告示第95号の四十二の二） 指定居宅サービス等基準第183条第5項及び第6項に規定する基準に適合していないこと。</p>	適 ・ 否
(4) 入居継続支援加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、1日につき36単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。 (2) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。 (3) 人員欠如に該当していないこと</p> <p>サービス提供強化加算を算定している場合において、算定していないか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>・ 新たに開設された特定施設など指定を受けた日から起算した期間が3年に満たない施設であっても、指定居宅サービスなどの運営について3年以上の経験を有している事業者が運営する施設であれば、短期利用特定施設入居者生活介護費を算定することができる。</p> <p>身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、基準第183条第5項の記録（同条第4項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第6項に規定する措置を講じていない場合に、入居者全員について所定単位数から減算することとなる。</p> <p>具体的には、記録を行っていない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。</p> <p>① 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合については、届出日の属する月の前3月のそれぞれの末日時点の割合の平均について算出すること。また、届出を行った月以降においても、毎月において直近3月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要である。これらの割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算の取り下げの届出を提出しなければならない。</p> <p>② 当該加算の算定を行うために必要となる介護福祉士の員数を算出する際の利用者数については、当該年度の前年度の平均を用いること。また、介護福祉士の員数については、届出日の属する月の前3月間における員数の平均を、常勤換算方法を用いて算出した値が、必要な人数を満たすものでなければならない。さらに、届出を行った月以降においても、毎月において直近3月間の介護福祉士の員数が必要な員数を満たしていることが必要であり、必要な人数を満たさなくなった場合は、直ちに加算の取り下げの届出を提出しなければならない。</p>		<p>報酬告示 別表の10の注3</p> <p>平12老企第40号 （以下「解釈」） 第2の4(3)</p> <p>報酬告示 別表の10の注4</p> <p>解釈 第2の4(4)</p> <p>報酬告示 別表の10の注5</p> <p>解釈 第2の4(5)</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(5) 生活機能向上連携加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、1月につき200単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準 （平成27年厚生労働省告示第95号の四十二の三） 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、当該指定特定施設を訪問し、機能訓練指導員等と共同して、利用者又は入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>① 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。</p> <p>この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。</p> <p>② ①の個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を特定施設入居者生活介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。</p> <p>③ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>④ 個別機能訓練計画の進捗状況等について、3月ごとに1回以上、理学療法士等が指定短期入所生活介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。</p>	<p>○アセスメント、利用者の心身の状況等の評価</p> <p>○実施時間、訓練内容、担当者等の記録</p>	<p>報酬告示 別表の10の注6</p> <p>解釈準用 第2の2(7)</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(6) 個別機能訓練加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限る。）（以下、「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算しているか。</p>	適 ・ 否
(7) 夜間看護体制加算	<p>特定施設入居者生活介護費及び短期利用特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、夜間看護体制加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準 （平成27年厚生労働省告示第96号の二十三）</p> <p>① 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。</p> <p>② 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。</p> <p>③ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p>	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>⑤ 各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、理学療法士等から必要な助言を得た上で、当該利用者のADL)及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。</p> <p>⑥ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。</p> <p>① 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練（以下「個別機能訓練」という。）について算定する。</p> <p>② 個別機能訓練加算に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者を1名以上配置して行うものである</p> <p>③ 機能訓練を行う場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する。</p> <p>④ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該特定施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。</p>	<p>○個別機能訓練計画 ○実施時間、訓練内容、担当者等の記録</p>	<p>報酬告示 別表の10の注7 解釈 第2の4(7)</p>	
<p>「24時間連絡できる体制」とは、施設内で勤務することを要するものではなく、夜間においても事業者から連絡でき、必要な場合には事業者からの緊急の呼出に応じて出勤する体制をいう。具体的には、</p> <p>イ 施設において、管理者を中心に、介護・看護職員による協議の上、夜間の連絡・対応体制（オンコール体制）に関する取り決め（指針やマニュアル等）の整備がなされていること。</p> <p>ロ 管理者を中心として、介護・看護職員による協議の上、看護職員不在時の介護職員による利用者の観察項目の標準化がなされていること。</p> <p>ハ 施設内研修等を通じ、介護・看護職員に対してイ及びロの内容が周知されていること。</p> <p>ニ 施設の看護職員とオンコール対応の看護職員が異なる場合には、電話やFAX等により利用者の状態に関する引継を行うこと。</p>	<p>○夜間連絡・対応体制の指針、マニュアル等 ○重度化対応のための指針</p>	<p>報酬告示 別表の10の注8 解釈 第2の4(8)</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(8) 若年性認知症入居者受入加算	特定施設入居者生活介護費及び短期利用特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、若年性認知症入居者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、1日につき120単位を所定単位数に加算する。	適 ・ 否
(9) 医療機関連携加算	特定施設入居者生活介護費について、看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関（指定居宅サービス基準第191条第1項に規定する協力医療機関をいう。）又は当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合は、医療機関連携加算として、1月につき80単位を所定単位数に加算しているか。	適 ・ 否
(10) 口腔衛生管理体制加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき30単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準 （平成27年厚生労働省告示第95号の六十八）</p> <p>イ 事業所において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。</p> <p>ロ 人員基準欠如に該当していないこと。</p>	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。 <p>※別に厚生労働大臣が定める基準 （平成27年厚生労働省告示第95号の四十二の四） 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令第二条第六号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定めていること</p> <p>※指定居宅サービス基準第191条第1項 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力医療機関等に情報を提供した日前30日以内において、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を算定した日が14日未満である場合には、算定できない。 <p>① 「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該施設における入所者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の入所者の口腔ケア計画をいうものではない。</p> <p>② 「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」には、以下の事項を記載すること。</p> <p>イ 当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題</p> <p>ロ 当該施設における目標</p> <p>ハ 具体的方策 ニ 留意事項</p> <p>ホ 当該施設と歯科医療機関との連携の状況</p> <p>ヘ 歯科医師からの指示内容の要点（当該計画の作成にあたっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。）</p> <p>ト その他必要と思われる事項</p> <p>③ 医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月であっても口腔衛生管理体制加算を算定できるが、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。</p>		<p>報酬告示 別表の10の注9</p> <p>解釈準用 （第2の2(14)）</p> <p>報酬告示 別表の10注10</p> <p>解釈 第2の4(10)</p> <p>報酬告示 別表の10注11</p> <p>解釈 第2の4(11)</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(11) 栄養スクリーニング加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、人員基準欠如に該当しない指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、1回につき5単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。</p>	適 ・ 否
(12) 退院・退所時連携加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に当該指定特定施設に再び入居した場合も、同様とする。</p>	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>① 栄養スクリーニングの算定に係る栄養状態に関するスクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。</p> <p>② 栄養スクリーニング加算の算定に当たっては、利用者について、次に掲げるイからニに関する確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。</p> <p>イ BMIが18.5未満である者</p> <p>ロ 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者</p> <p>ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者</p> <p>ニ 食事摂取量が不良（75%以下）である者</p> <p>③ 栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業者が当該加算に基づく栄養スクリーニングを継続的に実施すること。</p> <p>④ 栄養スクリーニング加算に基づく栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。</p>		報酬告示 別表の10注12 解釈 第2の4(12)	
<p>① 当該利用者の退院又は退所に当たって、当該医療提供施設の職員と面談等を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、特定施設サービス計画を作成し、特定施設サービスの利用に関する調整を行った場合には、入居日から30日間に限って、1日につき30単位を加算すること。</p> <p>② 当該特定施設における過去の入居及び短期利用特定施設入居者生活介護の関係 退院・退所時連携加算は、当該入居者が過去3月間の間に、当該特定施設に入居したことがない場合に限り算定できることとする。</p> <p>当該特定施設の短期利用特定施設入居者生活介護を利用していた者が日を空けることなく当該特定施設に入居した場合については、退院・退所時連携加算は入居直前の短期利用特定施設入居者生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定できることとする。</p> <p>③ 30日を超える医療提供施設への入院・入所後に再入居した場合は、退院・退所時連携加算が算定できることとする。</p>	○特定施設サービス計画	報酬告示 別表の10の二 解釈 第2の4(13)	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(13) 看取り介護加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算しているか。</p> <p>ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、この場合において、夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準 （平成27年厚生労働省告示第96号の二十四）</p> <p>① 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>② 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。</p> <p>③ 看取りに関する職員研修を行っていること。</p> <p>※厚生労働大臣が定める利用者 （平成27年厚生労働省告示第94号の二十九）</p> <p>次のイからハまでのいずれにも適合している利用者</p> <p>イ. 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。</p> <p>ロ. 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」という。）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。</p> <p>ハ. 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。</p>	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本加算は、看取り介護を受けた利用者が死亡した場合に、死亡日を含めて30日を上限とし、施設において行った看取り介護を評価する。 ・ 施設は、利用者に提供する看取り介護の質を常に向上させていくため、PDCAサイクルにより、看取り介護を実施する体制を構築するとともに、それを強化していくことが重要であり、具体的には、次のような取組が求められる。 Plan：看取りに関する指針を定めることで施設の看取りに対する方針等を明らかにする。 Do：看取り介護の実施に当たり、入所者に係る医師の診断を前提にして、介護に係る計画に基づいて、入所者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるよう支援する。 Check：多職種が参加するケアカンファレンス等を通じ、実施した看取り介護の検証や、職員の精神的負担の把握及びそれに対する支援を行う。 Action：看取りに関する指針の内容その他看取り介護の実施体制について、適宜、適切な見直しを行う。 なお、事業者は、看取り介護の改善のために、適宜、家族等に対する看取り介護に関する報告会並びに利用者等及び地域住民との意見交換による地域への啓発活動を行うことが望ましい。 ・ 事業者は、看取り介護を実施するに当たり、終末期にたどる経過、施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢、医師や医療機関との連携体制などについて、利用者等の理解が得られるよう継続的な説明に努めること。加えて、説明の際には、利用者等の理解を助けるため、利用者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供すること。 ・ 看取り介護の実施に当たっては、管理者を中心として、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、看取りに関する指針が定められていることが必要であり、同指針に盛り込むべき項目としては、例えば、以下の事項が考えられる。 イ. 当該特定施設の看取りに関する考え方 ロ. 終末期にたどる経過（時期、プロセスごと）とそれに応じた介護の考え方 ハ. 特定施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢 ニ. 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む。） ホ. 利用者等への情報提供及び意思確認の方法 ヘ. 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式 ト. 家族への心理的支援に関する考え方 チ. その他看取り介護を受ける利用者に対して施設の職員が取るべき具体的な対応方法 		報酬告示 別表の10のホ 解釈 第2の4(14)	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
<p>(14) 認知症専門ケア加算</p>	<p>特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定特定施設が、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ. 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位 ロ. 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準 （平成27年厚生労働省告示第95号の四十二）</p> <p>イ. 認知症専門ケア加算（Ⅰ）</p> <p>①～③のいずれにも適合すること。</p> <p>① 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（対象者）の占める割合が2分の1以上</p> <p>② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している。</p> <p>③ 事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している。</p>	<p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 看取り介護の実施に当たっては、次に掲げる事項を介護記録等に記録するとともに、多職種連携を図るため、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による適切な情報共有に努めること。 イ. 終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等についての記録 ロ. 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録 ハ. 看取り介護の各プロセスにおいて把握した利用者等の意向と、それに基づくアセスメント及び対応についての記録 ・ 利用者が入退院をし、又は外泊した場合であって、当該入院又は外泊期間が死亡日以前30日の範囲内であれば、当該入院又は外泊期間を除いた期間について、看取り介護加算の算定が可能。 ・ 入院若しくは外泊又は退去の当日について看取り介護加算を算定できるかどうかは、当該日に所定単位数を算定するかどうかによる。 <p>① 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する入居者を指す。</p> <p>② 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践リーダー研修」を指す。ただし、平成28年3月31日までの間にあっては、「認知症介護に係る専門的な研修を修了している者」とあるのは、認知症介護実践リーダー研修の研修対象者に該当する者であって、かつ、平成27年9月30日までの間に当該研修の受講の申し込みを行っている者を含む。</p> <p>③ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護指導者研修」を指す。</p>		<p>報酬告示 別表の10のへ 解釈 第2の4(15)</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>(15) サービス提供体制強化加算</p>	<p>ロ. 認知症専門ケア加算(Ⅱ)</p> <p>①～③のいずれにも適合すること。</p> <p>① イの基準のいずれにも適合すること。</p> <p>② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施している。</p> <p>③ 事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 18単位</p> <p>ロ. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 12単位</p> <p>ハ. サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位</p> <p>ニ. サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>※厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号の四十三)</p> <p>イ. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ</p> <p>① 施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上</p> <p>② 事業者が、介護予防事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合において、①の介護職員の総数の算定にあつては、指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数による。</p> <p>③ 通所介護費等算定方法第五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ロ. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ</p> <p>① 施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上</p> <p>② ①の介護職員の総数の算定にあつては、イ②の規定を準用する。</p> <p>③ イ③に該当するもの。</p> <p>ハ. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</p> <p>① 施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上</p> <p>② ①の看護・介護職員の総数の算定にあつては、イ②の規定を準用する。</p> <p>③ イ③に該当するもの。</p> <p>ニ. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)</p> <p>① 指定特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上。</p> <p>② ①の職員の総数の算定にあつては、イ②の規定を準用する。</p> <p>③ イ③に該当するもの。</p>		<p>報酬告示 別表の10のト</p> <p>解釈 第2の4(16)</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(16) 介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年（平成33年）3月31日までの間（④及び⑤については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>①介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1）から（15）までにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数</p> <p>②介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1）から（15）までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数</p> <p>③介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1）から（15）までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</p> <p>④介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ③により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>⑤介護職員処遇改善加算（Ⅴ） ③により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	適・否
(17) 介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>①介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1）から（15）までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数</p> <p>②介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1）から（15）までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>※別に厚生労働大臣が定める基準 平成27年厚生労働省告示第95号の四十四を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。 介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して都道府県知事等に届け出ることができる。 年度の途中で加算を取得しようとする介護サービス事業者は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に提出するものとする。 	<p>○介護職員処遇改善計画書 ○実績報告書 ○研修計画書</p>	<p>報酬告示 別表の10のチ 解釈準用 （第2の2(21)） 別途通知 「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>	
<p>※別に厚生労働大臣が定める基準 平成27年厚生労働省告示第95号の四十四の二</p>		<p>報酬告示 別表の10のリ 別途通知 「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>	